

※ホームページの公開にあたっては、白色のページは省略しています。
そのため、ページ番号が連続しない場合がありますが、落丁ではありません。

平成29年度

定期監査(後期)結果報告書

平成30年2月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、平成 29 年度定期監査（後期）の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

平成 30 年 2 月 19 日

新宿区監査委員	岩 田	一 喜
同	濱 田	幸 二
同	白 井	裕 子
同	有 馬	としろう

目 次

I 行政機関・学校等

第1	実施期間	1
第2	監査対象部局	1
第3	監査事項	1
第4	監査の方法	1
第5	監査の結果	1
第6	重点事項	2
第7	まとめ	5

II 工事

第1	実施期間	7
第2	監査対象部局	7
第3	監査事項	7
第4	監査の着眼点	7
第5	監査の方法	8
第6	監査の結果	8
第7	まとめ	8

別 表

別表1	行政機関・学校等監査日程	9
別表2	工事監査対象工事及び監査日程(起工金額500万円以上の工事)	10
別表3	工事監査対象工事(契約変更を行った工事)	11

I 行政機関・学校等

第1 実施期間

平成29年9月14日（木）から平成30年1月26日（金）まで

第2 監査対象部局

信濃町・中落合の各子ども家庭支援センター、西落合児童館、東五軒町・戸山第二・中落合第二の各保育園、四谷・あいじつ・しなのまち・戸山第一・西落合の各子ども園、牛込仲之・余丁町・大久保・落合第四・淀橋第四の各幼稚園、愛日・牛込仲之・余丁町・四谷・大久保・戸塚第一・落合第一・落合第四・淀橋第四の各小学校、牛込第一・四谷・新宿西戸山の各中学校

第3 監査事項

平成29年度における予算及び事務事業の執行状況並びに財産及び物品の管理状況について、監査を実施した。

なお、「報償費の支出について」を重点事項として監査した。

第4 監査の方法

監査委員及び事務局職員は、別表1の日程により、監査資料、関係書類、帳票等を調査するとともに、各部局の関係課長や学校長等から説明を聴取し、質疑を行い監査した。

第5 監査の結果

平成29年度における予算及び事務事業の執行状況並びに財産及び物品の管理状況については、おおむね適正に行われているものと認められた。

また、重点事項については、後記「第6 重点事項」のとおりである。

第6 重点事項

1 テーマ

報償費の支出について

2 監査の観点

報償費は、区において主として講演会・研修会等の講師や事業従事者に対する謝礼金など、役務の提供に対する反対給付として支出されており、支出の方法は、確定払による口座振込等の方法がとられている。その額は、区全体や、各所管部において定める一定の基準等に沿って決定している。

報償費の支出については、平成23年度定期監査（後期）においても重点事項としている。その際の監査の結果では、事業要綱や年度当初の事業計画において支出基準が明確にされていないもの、事業要綱等に基準の定めがある場合でも事業実施や支出段階において算出根拠が不明瞭なもの、事務処理において支払の遅延が生じているもの、が見られた。

今回の監査対象の学校等では、報償費の支出案件が増えていることに鑑み、報償費の支出における関係資料等を調査し、算出根拠の明確化や支出に係る事務処理が適正に行われているか等について監査を行った。

3 監査対象

平成29年度の監査時点までに支出された報償費

4 主な着眼点

- (1) 支出金額の根拠は明確になっているか。
- (2) 支出に係る事務処理は適切に行われているか。

5 報償費の支出状況

監査対象となった 20 箇所 23 施設のうち報償費の支出を行っていたのは、小学校 9 校、中学校 3 校、子育て支援施設（子ども家庭支援センター及び児童館）3 施設である。

監査実施時点における報償費の調査対象件数及び監査の結果、指摘のあった件数は、次表のとおりである。

報償費調査対象件数

対象学校等	件数	うち 指摘件数
小学校（9校）	130	17
中学校（3校）	23	6
子ども家庭支援センター・ 児童館（3施設）	68	55
合計	221	78

※数値は平成 29 年 4 月 1 日～監査実施時点までのもの

※子ども園・保育園・幼稚園は自所属での報償費の支出はない。

6 着眼点別の状況

着眼点ごとに事由を分け、チェックシートを用いて監査を行った。

着眼点及び事由ごとの件数は、下記のとおりである。

着眼点及び事由別件数

対象学校等	支出金額の根拠は明確になっているか				事務処理は適切に行われているか			
	算出根拠の有無	起案明記・添付	根拠誤り	資格要件明記	支出遅れ	まとめ払い	要件確認・添付	実績確認
小学校（9校）	0	4	0	0	1	0	6	13
中学校（3校）	0	4	0	0	1	2	1	0
子ども家庭支援センター・児童館（3施設）	0	55	0	0	0	0	0	1
合計	0	63	0	0	2	2	7	14

※複数事由に該当するものが含まれるため、合計件数は調査対象件数とは一致しない。

(1) 支出金額の根拠は明確になっているか。

報償費の算出根拠については、全て要綱や基準等で定められていた。しかしながら、事業実施起案や支出起案において、その根拠を明記あるいは添付していないものが多数見られた。

なお、根拠を誤って支出したものはなく、一定の資格要件が必要とされているものについては全て要綱等に明記されていた。

(2) 支出に係る事務処理は適切に行われているか。

支出の遅れやまとめ払いは、それぞれ2件であった。月ごとに支払うこととなっている謝礼について、数か月分をまとめて支払っているケースが見られた。また、出勤・出席回数等の実績確認に誤りがあったものや、出勤・出席回数を確認するための確認簿等を備えていないものも見られた。

第7 まとめ

1 指摘事項について

今回監査を行った保育園や学校等の事務については、公表すべき指摘事項は認められなかった。

しかしながら、下記に述べるような状況が見られたため、各施設においては、今後の事務処理及び事業執行にあたり、十分に留意され、改善に努められたい。

2 金券類等の管理について

主に子育て支援施設において、郵券の枚数と受払簿記載の枚数が異なっているもの、合計金額に誤りがあるもの、受払簿や公金等管理マニュアルを備えていないものがあった。枚数や金額については記載の誤りであり、紛失等ではなかったが、日ごろより金券類等の管理については確実に点検を行い、事故につながることをないよう十分に注意されたい。

3 契約・支払事務について

物品購入契約等において、納品等の検査完了日から相当期間経過後に支払いが行われているものが見られた。また、物品購入で契約日より見積書の日付が後になっているもの、請書兼請求書と見積書の仕様が異なっているもの、請書兼請求書の仕様の記載と支出負担行為・支出命令書の記載が異なっているものなどが見られた。これらは全て契約・支払事務の基本的な原則や手続における誤りであり、予算執行管理上の事故につながりかねないものである。各施設においては、日常の事務における職員の意識やチェック体制について十分に見直すとともに、確実な契約・支払事務の執行に努められたい。

4 重点事項「報償費の支出」について

報償費は役務の対価として支出されるものであることから、その算出根拠を明確にするとともに、資格要件や実績の確認等を確実にを行い、事業終了後は速やかに支出を行うことが求められる。

今回の監査においては、算出根拠となる要綱や基準は規定されていたものの、

事業実施起案や支出負担行為において、その明記や添付がないものが多く見られた。支出決定を行う各施設にとっては根拠や基準が自明のものであっても、新宿区文書等取扱規程第 18 条の 2、新宿区区立学校文書取扱基準第 14 条第 2 号、新宿区会計事務規則第 57 条等の規定に従い、それらを客観的に明示した上で、事業実施及び支出決定を行われるよう努められたい。実績確認等も誤りや漏れのないよう確実に行われたい。

また、月ごとに支払うべき謝礼を数か月分まとめて支払っているものが複数見られた。報償費の性格上、その支出の遅延は相手方との信頼関係や事業の執行に影響を及ぼしかねないものである。各施設及び所管課においては、組織全体で事業を進める意識を持ち、チェック体制を強化して、今後は規定に沿った支出事務を行われたい。

5 前年度に改善を求めた事項について

金券類の受払簿の不備や、支払事務の遅れについては、前年度の監査でも改善を求めたところであるが、今年度の監査でも同様の事例が見受けられた。

また、学校において理科の実験等で用いられる薬品の管理簿・整理簿の記載の不整合や記載漏れ等が今回も多数見られた。

今年度も前回と同様の事例が見られたことは、監査の結果が監査対象となった個々の施設の問題にとどまり、組織全体で共有されていないことや、その重大性が認識されていないことの表れである。

各施設を取りまとめる所管課においては、監査の効果が十分に行き渡るよう各施設との一層の連携と問題意識の共有により改善に取り組まれない。

このほかにも、各施設に対し、監査委員及び監査委員の命を受けた事務局職員から改善を要望した事項があった。

今後の事務処理及び事業執行にあたっては、是正されることを望むものである。

Ⅱ 工事

第1 実施期間

平成29年9月14日（木）から平成30年1月26日（金）まで

第2 監査対象部局

総務部施設課、みどり土木部道路課、みどり土木部みどり公園課、都市計画部
都市計画課

第3 監査事項

- 1 監査実施日現在、平成29年度実施の工事における施工中及び工事が完了した起工金額500万円以上の工事のうち、別表2の工事を対象として監査を実施した。
- 2 平成28年度実施の工事において、平成28年10月1日から平成29年3月31日までに契約変更を行った工事（契約金額に変更のなかったものも含む。）のうち、別表3の工事を対象として監査を実施した。

実施件数の内訳は次表のとおりである。

工事監査実施件数

	500万円以上の工事	契約変更工事
総務部	10	12
みどり土木部	2	2
都市計画部	0	1
合計	12	15

第4 監査の着眼点

計画・設計・積算・契約・施工等の各段階について

- 1 工事が法令の定めるところに従い適正に行われているか。
- 2 その工事は、効率的かつ効果的に執行されているか。

第5 監査の方法

監査委員及び事務局職員は、別表2及び別表3の工事について、起工書等起工に係る関係書類、契約書等契約に係る関係書類、工事記録写真等施工に係る関係書類を調査するとともに、所管部の課長等から説明を聴取し質疑を行った。

施工途中の現場の実地監査においては、工事現場と各種関係書類との照合を行い、工事監理状況、工事実施状況を確認した。

また、工事現場における安全対策、第三者への危害防止措置、騒音・振動対策について確認した。

第6 監査の結果

今回の監査に係る工事の計画・設計・積算・契約・施工等について、おおむね適正に行われていると認められた。

第7 まとめ

今回監査した工事については、以下に述べる事例を除き、着眼点からの問題は特に見られなかった。

問題となった事例は、請負者から提出された施工体系図について、下請負人が適切に記載されていない（全下請負人のうち1社について記載がされていない）ものであった。

請負者は、現場の状況に即して全ての下請負人を施工体系図に記載し、現場の施工体制を把握しなければならない。区は請負者に対し、施工体系図の作成について適切に指導・監督されたい。

別表1 行政機関・学校等監査日程

〔※は監査委員による実地監査〕

実施年月日	施設名
平成29年11月21日(火)	愛日小学校 四谷小学校
平成29年11月22日(水)	戸山第二保育園 四谷子ども園
平成29年11月27日(月)	戸塚第一小学校 淀橋第四小学校・幼稚園
平成29年11月28日(火)	牛込仲之小学校・幼稚園 新宿西戸山中学校
平成29年11月30日(木)	大久保小学校・幼稚園 牛込第一中学校
平成29年12月1日(金)	落合第一小学校 落合第四小学校・幼稚園
平成29年12月4日(月)	余丁町小学校・幼稚園 四谷中学校
平成29年12月5日(火)	東五軒町保育園 中落合第二保育園・中落合子ども家庭支援センター
※ 平成29年12月6日(水)	愛日小学校 戸山第二保育園
※ 平成29年12月8日(金)	淀橋第四小学校・幼稚園 四谷子ども園
平成29年12月11日(月)	あいじつ子ども園 西落合子ども園・児童館
※ 平成29年12月14日(木)	四谷小学校 新宿西戸山中学校
平成29年12月15日(金)	しなのまち子ども園・信濃町子ども家庭支援センター 戸山第一子ども園

別表2 工事監査対象工事及び監査日程

(起工金額500万円以上の工事)

[※は監査委員による実地監査]

実施年月日	件名等
平成29年10月 3日(火)	工事監査案件12件の概要聴取
平成29年10月13日(金)	監査委員実地監査概要説明及び質問
平成29年10月20日(金)	※ 新宿区立薬王寺児童館等合築施設整備工事 契約金額 177,876,000 円
	※ 新宿区立薬王寺児童館等合築施設整備電気設備工事 契約金額 89,856,000 円
	※ 新宿区立薬王寺児童館等合築施設整備機械設備工事 契約金額 74,736,000 円
	※ 新宿区立薬王寺児童館等合築施設整備昇降機設備工事 契約金額 13,608,000 円
	※ 新宿区立障害者福祉センタースプリンクラー設備設置その他工事 契約金額 60,588,000 円
	※ 新宿区立障害者福祉センタースプリンクラー設備設置その他に伴う電気設備工事 契約金額 37,800,000 円
	新宿区役所本庁舎電話交換機更新工事 契約金額 100,551,888 円
	新宿区立西新宿小学校校舎棟外壁改修その他工事 契約金額 79,164,000 円
平成29年10月23日(月)	新宿区立北山伏児童館外壁改修その他工事 契約金額 42,984,000 円
	新宿区若松町特別出張所等区民施設冷温水発生機等更新工事 契約金額 37,692,000 円
	街路灯改修工事(LED化その2) 契約金額 43,718,400 円
	バリアフリー整備工事(信濃町駅周辺地区 第I期) 契約金額 119,988,000 円

契約金額は監査実施日現在の金額

別表3 工事監査対象工事
(契約変更を行った工事)

件 名	変更内容
新宿区柏木特別出張所等区民施設外壁改修工事	契約金額の変更 変更前 30,132,000 円 変更後 33,131,160 円
新宿区立津久戸小学校校庭改修工事	契約金額の変更 変更前 53,784,000 円 変更後 54,110,160 円
新宿区立新宿文化センター防火シャッター改修工事	契約金額の変更 変更前 10,371,240 円 変更後 10,261,080 円
新宿区立防災センター内部改修工事	契約金額の変更 変更前 3,024,000 円 変更後 3,375,000 円
新宿区立市谷小学校水泳プール改修工事	契約金額の変更 変更前 6,098,760 円 変更後 6,707,880 円
新宿区立愛日小学校建設電気設備工事	契約金額の変更 変更前 248,184,000 円 変更後 251,283,600 円
新宿区立愛日小学校建設冷暖房換気設備工事	契約金額の変更 変更前 245,160,000 円 変更後 246,661,200 円
新宿区立愛日小学校建設給排水衛生設備工事	契約金額の変更 変更前 250,776,000 円 変更後 253,929,600 円
新宿区立新宿スポーツセンター揚水ポンプその他更新工事	契約金額の変更 変更前 16,200,000 円 変更後 16,466,760 円
新宿区角筈特別出張所等区民施設冷温水発生機等更新工事	契約金額の変更 変更前 76,032,000 円 変更後 76,785,840 円
道路維持工事(その9)	契約金額の変更 変更前 13,842,360 円 変更後 10,491,120 円
新宿区立落合第五小学校校庭芝生化工事	契約金額の変更 変更前 49,572,000 円 変更後 50,109,840 円
新宿区立あゆみの家屋上防水改修工事	工事仕様の変更(契約金額の変更なし)
新宿区立新宿スポーツセンター揚水ポンプその他更新に伴う電気設備工事	工事仕様の変更(契約金額の変更なし)
新宿区立中井駅南北自由通路スチールパネル設置工事	工事仕様の変更(契約金額の変更なし)

※契約金額変更の主な事由

増額となった事由：既存解体後の判明に伴う仕様変更

減額となった事由：施工段階での判明に伴う仕様変更

※工事仕様変更(契約金額の変更なし)の主な事由

施工段階での判明に伴う仕様変更

平成29年度
定期監査（後期）結果報告書

平成30年2月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1
電話（03）5273-4579（ダイヤルイン）

印刷物作成番号
2017-5-5101

この印刷物は、業者委託により380部印刷製本しています。その経費として、1部あたり99円（税込み）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。